

平成28年10月5日開会

(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第10回農地部会議事録

- 1 招集日 平成28年10月5日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成28年10月5日（水） 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成28年10月5日（水） 午後3時04分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭	14番 吉田 良一
15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定
28番 田浦 則利	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者（2名）

7番 渡辺 勝美 32番 鶴殿 徳康

(3)部会長の求めにより出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子
嘱 託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第61号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第62号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定に達しておりますので、部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん改めまして、こんにちは。台風の影響でいろいろ足元の悪い中にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成 2 8 年第 1 0 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力量よろしくをお願いします。

本日の付議すべき事項として、議案第 5 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 5 9 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 6 0 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 6 1 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 6 2 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上 5 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 1 2 条の規定により、2 8 番、田浦委員、3 6 番、川内委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 5 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 5 8 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われ

ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号 4 3 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（2 4 番 草野 定君） 議席番号 2 4 番、草野です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 4 3 番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号43番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第58号、受付番号43番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号44番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号44番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号44番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第58号、受付番号44番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号45番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号45番については、不在地主が譲渡する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号45番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第58号、受付番号45番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号46番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号46番については、経営移譲のため後継者へ貸し付ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと思われま
す。
以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第58号、受付番号46番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
次に、日程第3、議案第59号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と
します。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）
（議案第59号について議案書をもとに説明）
これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。
以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号7番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせくだ
さい。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。農地法第4条第1項の規定による
許可申請の受付番号7番について、申請人は、発電用施設用地への転用を計画されております。
申請地は、平成28年5月24日に農振除外がされており、山林・宅地に囲まれた10ヘクター
ル未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。
現地調査会では、排水について質問が上がり、事務局より近隣農地・宅地に迷惑がかからないよ
う申請者へ確認・指導するようお願いしております。農地法第4条第2項に該当するような事
実は認められず、許可に当たって問題はないと考えます。
以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号7番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。この事業計画書の件ですけど、営農には通
路が狭くと書いてありますけれども、接続道路は公道としてありますけど、どういう意味かちよ
っと。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 公道の赤道のことだと思いますけれども。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 5メートルと書いてあるんですけどね、公道は。この公道の幅、5メートル。

○課長補佐（増富 浩彦君） この接続道路というのが、2ページの図面の、恐らく大きい縦道の道幅で、ここから赤道しかない農地なんです。この近隣の一番公道に接続している公道の幅が5メートルということで書いてあると思います。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 途中は、道はないんですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 赤道ですね。赤道の狭い道ですね。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号7番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第60号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第60号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ

ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号32番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。14番、吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号32番について、申請人は、近隣で自動車整備・販売をされており、自動車展示場への転用を計画されております。申請地は平成28年5月24日に農振除外されており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が業務上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われ。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号32番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号32番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号33番、34番は譲渡人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号33番、34番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は農振白地であり、宅地に挟まれていることから第3種農地であると考えられます。簡易手続相当の違反事案についての説明を事務局よりお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） はい。部会の始まる前に配ったプリントをお願いします。平成28年4月1日、県の事務指針の改正がありまして、去年まではこういった案件は20年以上たつたところで、非農地証明で処理をしていたんですけれども、プリントに書いてある、簡易手続相当の違反基準ということで、28年の4月1日から県のほうで指針に載せて、今回のこういう案件は、違反転用で一応あるんですけれども、簡易手続の違反転用で申請を上げてもらって、転用手続をとってから許可をなさいということになっておりますので、今回の申請分を、照らし合わせて、今回はこの②ですね、「転用目的が個人住宅を建築したものの（転用許可を受けて建築したものの又は非農地に建築したものの）、土地の境界線の誤認により、建物の一部（建物の附帯施設で原状回復が困難なものを含む。）が許可を受けていない農地に及んだもの」これに該当するというので申請を受け付けて、今回、部会に上げております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号33番、34番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号33番、34番の追認申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号35番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委

員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号35番について、申請人は吾妻町で中村金物（有）を営まれており、業務に必要な資材置き場への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500メートル以内に歯科医院、中学校があることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号35番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号35番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号36番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号36番について、申請人は発電用施設用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。現地調査会では、申請地のすぐ隣の吾妻中学校に影響が出るのではないかとこの質問が上がりました。事務局より中学校へ迷惑がかからないよう、申請者へ確認・指導するようお願いしております。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号36番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。九州電力との契約者は坂本直美さんとなっておりますが、転用者は佐藤明俊さんってどういう意味なんでしょうか。坂本直美さんがももとの契約者でしょう。それで契約をされている人が、何で転用されないのかなと思って。

○課長補佐（増富 浩彦君） 九州電力への申し込みを坂本直美さんがされています。土地の持ち主が坂本清美さん。今回転用を計画されているのが佐藤明俊さん。

○委員（16番 森崎 茂徳君） だからです。普通だったら転用する人が契約者になるのではな

いかと思います。佐藤さんが、この人が九電との契約になるのではないですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 坂本直美さんは、当初の計画者なんですよ。計画変更を九州電力に申請されているそうです。実際この申請人の佐藤明俊さんが実行者です。途中で変えているんです。そういう関係で、負担金自体を納めているのは、坂本直美さんです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 36番、川内です。テニスコートがありますが、太陽光は特に問題はないんでしょうか。

○議長（馬場 保君） 調査会長の大島さんお願いします。

○委員（3番 大島 忠保君） 3番、大島です。その辺は一応事務局にお願いしております。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 学校のほうと話をされておられるみたいですが。事務局としては、農地法上強く指導ができないものですから、お願いという形で、申請人のほうに、中学校と話をしてくださいと、お伝えはしてあります。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 28番、田浦です。今、事務局のほうから学校のほうとの話し合いでと、学校のほうは、ずっと先生たちが代わられていく、そこら辺はどうなんでしょうか。教育委員会にも話はされるんでしょうか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 当然、教育委員会も入っての話になるとは思いますがけれども。そこら辺は、確認はとっておりません。とにかく学校のほうと話をしてくださいと、お互い迷惑にならないように、中学校のほうが、ここはテニスコートの隣なんですけれども、生徒に光とか反射していくようであれば、中学校のほうが、反対に目隠しのようなことをして、太陽の光がパネルに当たらないようになる可能性もありますのでということは、申請者には話はしております。そこら辺で、もめないように、きっちり話をつけてから、工事に着工してくださいということは、お願いはしてあります。

○委員（28番 田浦 則利君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号36番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号37番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号37番について、申請人は、一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号37番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号37番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号38番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号38番について、申請人は介護施設用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。現地調査会では、周囲に宅地が密集していることから、工事を行う際は近隣住民に配慮するよう、事務局より申請者に伝えるようお願いしました。また、排水についての質問が上がり、事務局が確認をとるとのことでしたので、説明をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 近隣住宅のそばに道をつくるような計画になっておりまして、騒音で迷惑になるんじゃないかということで、同意を取っているのかというような質問が委員さんたちからありました。申請者にちょっと確認をしたところ、これからなんですけれども、近隣住民を集めて、一応そういう話し合いの場を持つということで話を聞いております。

排水なんですけれども、やっぱり資料別添2の49ページの図面のように流すということで、答えをもらっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号38番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号38番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第61号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、横田委員、内田委員、松尾委員、私、馬場が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第24条第2項の規定により退席をお願いします。ここで渡邊委員に議長の交代をいたします。

〔横田委員、松尾委員、内田委員、馬場委員退場〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） それでは審議に入ります。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第61号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長代理（渡邊 茂徳君） 議案第61号に対する質疑を見開き2ページごとに行います。農地中間管理機構の案件については、一括で行います。

14ページ、49番から15ページ、55番は所有権移転による案件、16ページ、56番から104ページ、383番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

9ページから10ページについて、ご質疑ありませんか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。13番のですよ、再設定で、使用貸借で長く貸してくれらすなと思って。どういう状態の田んぼかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長代理（渡邊 茂徳君） 事務局、説明をお願いいたします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 詳しくはちょっと調べてません。

○委員（16番 森崎 茂徳君） しかし、1反以上、3枚で2反以上あるのに、使用貸借というのはどういうことなのか。一応調べてみてください。

○課長補佐（増富 浩彦君） わかりました。

○議長代理（渡邊 茂徳君） 9ページから10ページについて、ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） ないようですので、11ページから12ページについて、ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） ないようですので、13ページから14ページについて、ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） ないようですので、15ページについて、ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） ないようですので、次に移ります。農地中間管理機構貸付分の16ページから104ページまでは一括で行いますので、ご質問がある場合は、ページ番号と整理番号をお願いいたします。ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） ご質問がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第61号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで横田委員、松尾委員、内田委員、馬場委員の4名の入室を求めます。

〔横田委員、松尾委員、内田委員、馬場委員入場〕

○議長代理（渡邊 茂徳君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

ここで議長の交代をいたします。

○議長（馬場 保君） 次に、日程第6、議案第62号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第62号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適合した適正な計画であると思われれます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

106ページより111ページ、一括で審議を行いますので、ご質疑がある場合は、整理番号をお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第62号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第62号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 10月 5日

議 長

署名委員

署名委員